

事務連絡  
令和2年6月26日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市  
児童福祉主管課担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係研修等の取扱いについて

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、感染拡大の防止に向けた取組等をお示ししてきたところです。

今般、令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が解除され、同日、緊急事態宣言の解除を踏まえて改定された基本的対処方針において、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

移行期間における社会的養護関係研修等の実施については、「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を踏まえた各都道府県の方針に従うことを前提とした上で、下記の1. 留意事項を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら適切な実施に努めていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で研修等を実施できない場合は、下記の2. 社会的養護関係研修等の取扱いについてのとおりに取り扱うこととしますので、各都道府県等におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）、児童福祉施設、関係団体等に周知の上、適切な運用をお願いいたします。

### 記

#### 1. 移行期間における社会的養護関係研修の実施に当たっての留意事項

集合形式による研修を実施する際は、「換気が悪い密閉空間」、「多数集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける等の対応を徹底すること。また、集合研修による研修に替え、オンライン形式による研修の実施も感染拡大防止の観点から有効であるので、検討すること。

(1) 準備時の留意点

- ア 換気可能かつ十分な広さの会場の確保
- イ 受講生及び講師・職員への研修当日の検温の実施や体調不良の場合は欠席することを徹底するよう事前周知
- ウ 受講生及び講師・職員への会場でのマスク着用の励行の事前周知

(2) 研修会場設営及び運営上の留意点

- ア 人同士の距離を確保した会場設営
- イ 会場入口等での消毒液等の設置やうがい等の促し
- ウ 研修会場入口での受講生及び講師・職員への体調確認の実施
- エ 会場でのマスク着用の励行
- オ 会場での定期的な換気の実施

2. 社会的養護関係研修等の取扱いについて

- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）に定める各施設長研修について

(1) 施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受ける者

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の受講ができない場合は、本来予定していた開催日に研修を受講したものとみなすことができる。この場合、事態収束後、速やかに研修を受講すること。

(2) 資質の向上のための研修を受ける者

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の受講ができない場合は、省令に定める「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱い、本来予定していた開催日に研修を受講したものとみなすことができる。この場合、事態収束後、速やかに研修を受講すること。

・里親研修等について

児童養護施設等の協力のもと、感染拡大防止対策を行った上で里親研修に係る養育実習の実施に努めていただくとともに、里親委託の手続きに係る家庭訪問等についても、同様に実施に努めていただきたい。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で児童養護施設等の実習受入先が確保できない場合には、講義及び演習や家庭訪問等の状況を総合的に判断し、里親として認定又は更新することは差し支えない。この場合、事態収束後、速やかに養育実習を受講すること。

- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金における社会的養護処遇改善加算について

(1) 令和元年度まで一方の研修受講のみで加算対象となっている者

- ① 新型コロナウイルスの影響で3月受講予定だった研修が受講できなかった等、自己都合以外の要因で研修が受講できなかった者については、事態収束後、速やかに受講することを条件に、引き続き加算の対象とする。事態収束後、速やかに受講し

ない場合には、令和2年4月から研修要件を満たすまでの間の加算は返還することとする。

- ② 上記①以外の理由で研修を受講しなかった者については、もう一方の研修を受講するまで加算の対象外とする。なお、研修要件を満たした月から再度加算の対象とする。

(2) 令和2年度から新たに加算する者

原則、両方の研修を受講している場合に加算の対象となる。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の受講ができない場合については、本来予定していた開催日に研修を受講したものとみなすことができる。この場合、事態収束後、速やかに研修を受講すること。事態収束後、速やかに受講しない場合には、令和2年4月から研修要件を満たすまでの間の加算は返還することとする。現時点で開催日が決まっていない場合であっても、毎年度同時期に開催している等、開催日の設定に合理的な理由がある場合は、その日を開催日として差し支えない。

・その他の研修について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の受講ができない場合については、本来予定していた開催日に研修を受講したものとみなすことができる。この場合、事態収束後、速やかに研修を受講すること。

(参考)

- ・ 3つの密を避けるための手引き(首相官邸、厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」(厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・ 咳エチケットについて(首相官邸、厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について」(厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000629072.pdf>
- ・ 「令和2年度の熱中症予防行動」(厚生労働省、経済産業省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635213.pdf>

**【照会先】**

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課指導係

TEL：03-5253-1111（内線：4860）

（社会的養護処遇改善加算に関すること）

措置費係（内線：4880）